

自由啓発 ・ 未来創成

静岡大学未来創成基金

ご協力をお願い

静岡大学未来創成基金ウェブサイト
URL <https://www.shizuoka.ac.jp/fund/>



◆謝意の表明と特典について◆

●ご寄附いただいた全ての皆様への謝意の表明と特典

- ◇静岡大学広報誌の送付（1回のご寄附につき原則2回）
- ◇静岡大学未来創成基金ウェブサイト及び静岡大学広報誌へのご芳名掲載

●ご寄附の累積額に応じた謝意の表明と特典

- ◇静岡・浜松の両キャンパス芳名板へのご芳名掲示
- ◇感謝状・記念品の贈呈
- ◇催し物へのご招待

※ご芳名の掲載・掲示を希望されない方々につきましては、掲載・掲示いたしません。

ご協力をお願いする金額

ご寄附は1,000円以上をお願いいたします。

ご寄附の方法

●個人からのご寄附

- ①払込取扱票（振込通知書）を使用するお申込み
ゆうちょ銀行、郵便局又は三井住友銀行店舗窓口から、本学専用の「払込取扱票（振込通知書）」によりお振込ください。
- ②インターネットからのお申込み
静岡大学未来創成基金ウェブサイト（表紙参照）よりクレジットカード・コンビニ・Pay-easyでの決済がご利用いただけます。

●法人・団体からのご寄附

ゆうちょ銀行、郵便局又は三井住友銀行店舗窓口から、本学専用の「払込取扱票（振込通知書）」によりお振込ください。

領収書の発行について

- ・領収書の日付は寄附の申込日ではなく、寄附金が本学へ入金された日付となります。
- ・インターネットからお申込みいただいた場合、寄附金が本学へ入金されるまでに1〜2ヶ月を要し、領収書の発行が遅くなる場合があります。早期の領収書発行をご希望される場合は、払込取扱票（振込通知書）をご使用ください。

ご留意いただきたいこと

- ・寄附のお申し出の際の使用に関するご要望は尊重させていただきますが、当基金の使用は、静岡大学未来創成基金規則において、静岡大学未来創成基金運営委員会で決定することとなっておりますので、あらかじめご了承ください。
- ・寄附のお申し出が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力又は団体の影響を受けている場合には、寄附をお断りし、その者の費用で返金させていただきますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

静岡大学 住所：〒422-8529 静岡市駿河区大谷836
広報・基金課基金係 電話：054-238-5183 FAX:054-238-4450
※電話受付 10:00～18:00（土・日・祝日を除く）
E-mail: kikin@db.shizuoka.ac.jp

税制上の優遇措置について

●個人からのご寄附

①所得税の控除

- ・所得控除
「静岡大学未来創成基金」へのご寄附の全てが対象となります。所得控除を行った後に所得税率を乗じるため、所得金額が多く、税率が高いほど減税効果が大きくなります。

各寄附者の所得に応じた税率を寄附金額に乗じて、控除額を決定
(寄附金額※1 - 2,000円) × (所得に応じた) 税率 ⇒ 所得税額から控除

- ※1 寄附金支出額が、総所得額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する金額が所得控除対象寄附金となります。

・税額控除

「修学支援事業」、「研究等支援事業」へのご寄附が対象となります。税額控除とは、寄附金額の一定割合を所得税額から直接控除することができる制度です。寄附金額を基礎に算出した控除額を所得税額から直接控除するため、寄附者にとっては、所得や寄附金額の多寡にかかわらず、減税効果が非常に大きい点が特徴です。

各寄附者の税率に関係なく、所得税額から直接、寄附金額の一定割合を控除
(寄附金額※1 - 2,000円) × 40% = 控除対象額※2 ⇒ 所得税額から控除

- ※1 寄附金支出額が、総所得額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する金額が税額控除対象寄附金となります。
- ※2 控除対象額は、所得税額の25%が限度となります。

②住民税の控除

お住まいの都道府県・市区町村が、条例で本学を寄附金税額控除の対象として指定しており、寄附金を支払った年の翌年1月1日にお住まいの場合、総所得金額等の30%を上限とする寄附金額について、下記の通り寄附の翌年の個人住民税額から控除されます。

- ・都道府県が指定した寄附金
(寄附金額 - 2,000円) × 4% に相当する額
- ・市区町村が指定した寄附金
(寄附金額 - 2,000円) × 6% に相当する額

(注) 指定都市に住所を有する方の場合

- ・都道府県が指定した寄附金
(寄附金額 - 2,000円) × 2% に相当する額
- ・市区町村が指定した寄附金
(寄附金額 - 2,000円) × 8% に相当する額

※都道府県と市区町村のどちらからも指定された寄附金の場合は10%となります。

条例で本学を寄附金税額控除の対象として指定している地方自治体につきましては、静岡大学未来創成基金ウェブサイトでご確認いただき、お住まいの市区町村へお尋ねください。

●法人・団体からのご寄附

寄附金の全額が損金算入できます。

静岡大学未来創成基金へのご協力をお願い

日頃から静岡大学の活動に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本学は、「自由啓発・未来創成」の理念のもと、静岡県に立地する総合大学として、地域の豊かな自然と文化に対する敬愛の念をもち、質の高い教育、創造的な研究による人材の育成を通して、人類の未来と地域社会の発展に貢献することを目指しています。

近年、我が国の財政状況は厳しく、本学に対する国からの予算は、年々縮小されております。本学においても経費節減等様々な自助努力を続けておりますが、教育・研究等の取組を安定的に推進するためには、さらなる財政基盤の強化が不可欠です。

このため、平成24年度に静岡大学未来創成基金を創設し、広く皆様から基金へのお力添えをお願いしております。平成28年からは、修学支援の制度を創設し「学びたい」と意欲と能力のある学生への支援を充実しています。少子化・グローバル化や大学間競争が激しくなる中で、趣旨にご賛同いただける皆様からの寄附金を、学生への奨学金や海外派遣などへの支援に活用させていただき、人材育成・社会連携を通じて広く社会に還元していく所存でございます。

つきましては、本学の今後の発展にお力添えくださる皆様のご支援を心からお待ち申し上げます。



静岡大学長

日誌 一幸

静岡大学未来創成基金の活用方法について

静岡大学未来創成基金へいただいたご寄附は、寄附者の皆様のご意向に沿い、有効に活用させていただきます。主な使途は以下のとおりです。

学生奨学支援

優秀学生に対する奨学金等の援助等



国際交流 事業

外国人留学生 に対する奨学金等の 援助等



学術研究支援

学術研究に対する援助等



キャンパス整備

教育・研究・連携に必要なキャンパス整備に対する援助



修学支援事業 (税額控除対象)

経済的理由により修学に困難がある学生等 に対する支援



研究等支援事業 (税額控除対象)

学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対する支援



特定基金事業

特定の目的の寄附を募るため、期間を限定し特定基金を置いています



静岡大学未来創成基金の主な活用実績について

●馬術部の活動

現在6頭の馬を飼育しており、その飼料代や放牧できる牧場へ預託し病気の静養費、治療に活用させていただきました。



●静岡キャンパステニスコートの夜間照明設置

冬場は日没が早く活動時間が限られていましたが、夜間照明のおかげで1年間を通して活動ができるようになりました。

